

サロン活動等支援用品貸出事業 実施要領

1. 目的 小地域福祉活動を推進するため実施しているサロン活動等において、活動メニューの選択肢として年齢や障害の有無にかかわらず実施できるニュースポーツ等の用具の貸し出しを行うことで、活動メニューの多様化を支援し、住民相互の交流を図ることを目的とする。
2. 対象 亘理町内で活動する団体及び個人、県内市町村社会福祉協議会（以下、「使用者」という。）
3. 期間 貸出期間は1日単位とし、2週間以内を基本とし、貸出及び返却に関する詳細は下記の通りとする。
 - （貸出及び返却可能日時）
月曜日～金曜日（祝日を除く）8：30～17：00
 - （貸出及び返却場所）
亘理町社会福祉協議会（以下、「亘理町社協」という。）
 - （貸出及び返却方法）
貸出品目の運搬等は使用者で行う。
 - （貸出方法）
 - ・電話及び来所等により、貸出品目が貸し出し中か否かの確認を行う。
 - ・別紙（様式1）に必要事項を記入後に提出し、貸出品目を受け取る。
 - （返却方法）
 - ・別紙（様式1）で申請した貸出期間内に返却する。
 - ・期間内の返却が困難な場合には、亘理町社協に連絡する。
4. 費用 貸出に関する費用は無料とする。
5. 貸出品目 貸出品目は下記の通りとする。

・ディスクゲッター	2セット	・スカットボール	2セット
・ラダーゲッター	2セット	・ボッチャ	3セット
・友・遊ボウリング	2セット	・輪投げ	2セット
・リング・キャッチ	2セット	・バグゴ	2セット
・トリコロキューブ	2セット	・四字熟語カルタ	15 個
・マインディーカーリング&シャフルセット			2セット
・コミュニケーション麻雀			1セット
6. 損害賠償
 - ・貸出品目に紛失や破損が生じた時は、亘理町社協に速やかに連絡すること。
 - ・故意による破損は、使用者に実費または現物により弁償させることとする。ただし、弁償の判断は破損等の状況により亘理町社協が行う事とする。
 - ・貸出品目を利用中の事故等に関しては、使用者の責任において対処すること。
7. 禁止事項
 - ・貸出品目は、第3者に貸与しないこと。
 - ・貸出品目を利用し、営利目的の事業を行わないこと。
 - ・貸出品目は、その用具で行う競技以外の目的には利用しないこと。
8. その他 この要領に定めのない事項が発生した場合には、亘理町社協と相談の上決定する。